

## (2) 下水道総合地震対策事業の創設

### 1. 背景・目的

近年、全国各地で大規模地震が発生し、下水道施設に甚大な被害をもたらしているが、兵庫県南部地震の被害を踏まえ耐震基準を強化した平成9年度以前に施工された下水道施設の耐震化は十分進んでいない。

以上を踏まえ、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。

### 2. 概要

D I D地域を有する都市など地震対策に取り組む必要性が高い地域において、「下水道総合地震対策計画」を策定（計画策定期間は平成21年度より5年間以内とする。）し、下水道の地震対策を重点的に推進する。なお、下水道地震対策緊急整備事業として実施されている事業については、本事業として継続実施されるものとする。本事業は、5年後に、事業効果を検証する。

#### < 補助対象 >

以下の項目を現行の補助対象に加える。

- ①災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）並びに高齢者・障害者等要援護者関連施設と終末処理場とを接続する管きよの耐震化事業
- ②災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路及び避難路並びに軌道の下に埋設されている管きよの耐震化事業
- ③災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）並びに高齢者・障害者等要援護者関連施設が存在する排水区域における下水排除面積が一定規模以上の貯留・排水施設の耐震化事業
- ④災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積1ha以上の防災拠点又は避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。）
- ⑤災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた下水道施設（敷地面積2ha以上（ただし、三大都市圏の既成市街地等では1ha以上）の防災拠点又は避難地に限る。）に設置する備蓄倉庫及び耐震性貯水槽

